

まんのう 農業委員会だより



第23号

令和7年3月1日発行



まんのう町で採れたトウモロコシ

編集・発行

まんのう町農業委員会 (まんのう町役場2階農林課内)
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

ごあいさつ

まんのう町農業委員会 会長 中 浦 優



皆様には日頃より農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年は任期満了に伴う改選があり、新体制の委員一丸となって委員会活動に取り組んでおります。

令和7年度からは農地貸借制度が大きく変更となり、農地機構を経由した貸借に一本化されます。このことにより、手続き等に様々な問題が生じる可能性があります。これまで通りの円滑な手続きができるように関係機関と協力し取り組んで参ります。

今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人全国農業会議所会長表彰

一般社団法人香川県農業会議創立 70 周年記念式典において中浦優会長が表彰されました。

こんなときはご相談を

●農地の売買（農地法第3条）

農地を耕作する目的で農地のまま売買・贈与をする場合、農業委員会の許可が必要となります。

●農地の転用（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外の用途（住宅・事業用地等）に転用する場合、農業委員会を経由して県知事の許可が必要となります。

●農地の貸借・解約（農地法・農地中間管理事業の推進に関する法律）

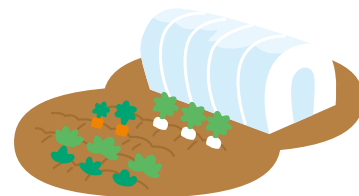
農地を耕作する目的で農地のまま貸借する場合、申請が必要となります。

貸借の解約の場合、解約書等の提出が必要となります。

○申請は**毎月5日**までに農業委員会にご提出ください。

○定例会を**毎月20日**に開催し審議しています。

※日程は前後する場合がありますので、まんのう町ホームページ等でご確認ください。



遊休農地の調査

毎年8月から10月にかけて農地の利用状況を調査しています。調査後、現に耕作されていない遊休農地の所有者に対して、農地利用の意向（貸付希望、耕作意思等）を確認しています。ご協力をよろしくお願い致します。

再生利用が困難な農地と判定した農地については所有者へ非農地通知を行い地目変更する場合があります。

農地の管理について

耕作がされていない農地では草や木が繁茂し、虫の発生や野生鳥獣の棲み処になることもあり、近隣の方に被害が出る恐れがあります。所有者・耕作者等の方は、草刈り等の適正な管理をしていただきませうようよろしくお願いいたします。また、地域の慣習に合わせ、畦畔や農道についても同様に管理をお願いします。

近隣農地の草が伸びて困っているという相談が多くなっています。農業委員会にて所有者等へ管理のお願い文書を送付しますが、農業委員会で草刈り等はできませんのでご了承ください。あくまでも管理は所有者等の責務となります。

(参考 農地法第2条の2)

(農地について権利を有する者の責務)

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農薬は周りに配慮し正しく使用しましょう

- 散布は無風又は風が弱い時に行い、散布方法を工夫する等の飛散防止対策をし、周囲に危害を与えない!
- 事前に周知するなどし、周囲の方への最大限の配慮と細心の注意を!

地域計画について

「地域計画」とは・・・農地や農業を守る為に、地域の現状や課題、将来の在り方等を地域で話し合っで目標等を定めるものです。

地域別に座談会を開催していますので、参加をお願いします。

5年水張りルールについて(水田活用の直接支払交付金)

令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象となりません。

水張りは、**水稻の作付けにより確認することを基本**とします。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①湛水管理を1ヶ月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

お問い合わせ先 (中国四国農政局 香川県拠点 TEL:087-883-6503)

農地の貸借制度の変更について

法律の改正に伴い、令和7年4月から、原則として「(公財)香川県農地機構」を経由した貸し借りとなります。

- 農地機構による手続きや書類の作成となり、申し出から権利発生まで約3カ月かかります。
- 貸借期間は原則10年(少なくとも6年)となります。

〈 現 在 〉 貸し手→借り手(町による手続き)

〈令和7年4月以降〉 貸し手→農地機構→借り手(農地機構による手続き)

農地貸借については農業委員会や農林課に駐在している農地機構職員まで、ご相談ください

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住まいの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください。



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、
宅地などへの転用、その他農地や農業に関す
ることについて相談を随時受け付けていま
す。

地区名	委員	氏 名		電話番号	地区名	委員	氏 名		電話番号
琴 南 地 区	農業委員	堀 江 祐 二	中通	85-2923	満 濃 地 区	農業委員	久 保 一	炭所東	79-2314
		山 口 靖 永	中通	84-2770			宮 川 昭 史	炭所西	79-0827
		兼 若 香寿美	川東	84-2259			鈴 木 多計士	長尾	79-2798
	農地利用最適化推進委員	後 藤 博 幸	造田	85-2745			高 橋 豊 文	吉野	79-2834
		宮 川 竜 次	造田	85-2776			秦 守	吉野	79-3441
		佐 野 哲 三	川東	84-2952			松 浦 功	岸上	73-3309
		中 西 光 明	勝浦	84-2685			栗 田 美 博	四條	73-4125
谷 川 明 雄	川東	84-2606	中 浦 優	吉野下		73-5029			
仲 南 地 区	農業委員	林 一 典	七箇	77-2667		近 藤 茂 義	東高篠	73-4364	
		宮 井 章 裕	七箇	78-3619		赤 股 誠 司	公文	75-0169	
		岩 倉 節 夫	帆山	78-3311		農地利用最適化推進委員	仁 木 久 雄	炭所東	79-3389
		白 杵 慶 幸	追上	57-6007			藤 丸 武 則	炭所西	79-2641
		近 石 義 則	買田	73-5376			小 野 貞 文	炭所西	79-2459
	鈴 木 雅 人	七箇	77-2630	道 安 和 敏			長尾	79-3353	
	松 崎 智 哉	七箇	77-2443	谷 本 貴 司	長尾		79-3071		
	堀 田 雅 彦	七箇	77-2707	渡 邊 壽 孝	吉野		79-3437		
	大 西 好 信	大口	78-3706	有 信 隆 雄	吉野		79-3431		
	谷 江 孝 夫	新目	77-2794	楠 見 武 士	真野		73-3867		
増 田 稔	山脇	78-3520	奈 良 耕 治	岸上	73-2877				
奈 良 敏 美	生間	75-0585	近 石 正 明	四條	75-1772				
中 立 委 員	農業委員	久 染 智 春	佐文	73-4322	高 鳥 義 光	吉野下	75-0456		
		平 川 裕 子	東高篠	75-5182	植 田 正 富	東高篠	75-5408		
							森 浦 五 男	西高篠	73-4474

※中立委員・・・担当区域がなく、農業分野以外の視点を持つ委員

農業者年金に加入しましょう!



●農業者年金は農業者のための国民年金の上乗せ年金です。

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

※国民年金第1号被保険者かつ年間60日以上農業に従事される65歳未満の方

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料の国庫補助**

ポイント

3

保険料は**全額社会保険料控除の対象**
など、生涯を通じて大きな節税効果!

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>



お問合せは、お近くのJAまたは農業委員会事務局まで

全国農業新聞を読もう!!

「見やすい」
「分かりやすい」
紙面を追求して
週1回発行しています!

- ◆発行日/毎週金曜日
- ◆購読料/月額700円(税・送料込)

見本紙のご用命、購読のお申し込みはお近くの市町村農業委員会へ。
全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール(gyoumu@nca.or.jp)またはFAX(03-3261-5132)でも受け付けています。



ホームページはこちら

ホームページアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>



まんのう町賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料情報（10a当たり）は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

締結（公告） された地域名	地 目	使用貸借 （賃借料0円） 筆数	賃借 筆数	うち賃貸借の 集計に用いた 筆数	賃借料（円/10a）		
					平均額	最高額	最低額
琴南地区	田	115	9	9	6,300	7,000	4,000
	畑	2	4	0	—	—	—
満濃地区	田	560	77	76	7,200	13,000	1,000
	畑	4	0	0	—	—	—
仲南地区	田	185	25	25	4,800	10,000	3,000
	畑	4	6	6	3,000	3,000	3,000
合計	田	860	111	110	6,600	/	
	畑	10	10	10	4,000		

- ※1 算出の基になるデータについて、賃借料が昨年平均の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター等で乗用装置付）の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、**「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」**による届出が必要ですので、まんのう町役場税務課に提出して**標識（ナンバープレート）**の交付を受けてください。

農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。

【お問い合わせ先】まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104

